

# 空き家に関する 無料相談会



開催日時 **11月14日(日) 9時-12時**

※相談時間：お一人様 40分程度

場所 中央公民館 **みどりホール** **要予約** 先着 6名  
申込 11/5(金)まで

空き家の日常的な管理や利活用、権利や法律的なこと、これからどうしたらいいんだろう…  
そのお悩み、法律や建物取引・不動産のプロに相談してみませんか？



子どもたちは家を継がないし。  
自分が亡くなったらこの家どうし  
よう？

老朽化した空き家…  
どうしたらいいんだろう



随分前から相続登記していない  
どうしたらいいかなあ？

まだ住めるし、誰かに使って  
もらいたい！



- 対象者 町内にある空き家の所有者・管理者・相続人等の方（空き家を所有する見込みのある方も含む）
- 相談対応者 山形県宅地建物取引業協会、全日本不動産協会山形県本部  
山形県司法書士会、最上町役場職員
- 相談内容 空き家に関する法律のこと、相続等の登記や行政手続きに関すること  
売買や賃貸など契約に関すること、空き家バンクに関すること など
- その他 相談を円滑に進めるためお持ちの方は登記簿や固定資産税課税明細書、戸籍謄本など  
相談内容により詳細を確認できる書類（写しも可）をご持参ください。  
新型コロナウイルス感染予防のためマスクの着用やアルコール消毒にご協力ください。  
当日体調が優れない場合は、来場をお控えください。

【お問い合わせ・お申込み】

最上町定住促進センター（最上町役場総務課まちづくり推進室）  
☎0233 - 43 - 2261（直通） メール：machizukuri@mogami.tv